

第6号様式

獣医師法第22条の届出書

(年12月31日現在)

(1)登録番号	第 号	(2)本籍地の属する都道府県名	都道府県
(3)登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 年 月 日	(4)生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 年 月 日 4 明治
ふりがな (5)氏名			(6)性別
(7)現住所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 都道府県	電話(- - -) 市 区 町 郡 村	
(8)主たる職業 ((9)から(11)の各項目について最も該当するもの一つを○で囲むこと。)			
(9)業務の種類	(10)業務の内容	(11)勤務先	
I 産業動物診療 i 牛 ii 馬 iii 豚 iv 鶏 v その他	1 自ら開設する診療施設において診療の業務に従事(開設者又は法人代表者) 2 他の者が開設する診療施設において診療の業務に従事	01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組合連合会又は特定組合	
II 小動物診療 i 犬 ii 猫 iii 小鳥	3 自ら往診のみによって診療の業務に従事	04 国 05 都道府県 06 市町村	
III I 及び II 以外の診療	4 他の者に雇用され往診のみによって診療の業務に従事	07 独立行政法人 08 国立大学法人	
IV 診療以外の業務であって獸医学上の知識を必要とするもの	5 行政事務に従事 ア 農林畜産 イ 公衆衛生 ウ 環境 エ その他	09 私立学校 010 競馬関係団体 011 民間企業 012 公益法人、一般社団法人等	
V 獣医学上の知識を必要としない業務	6 試験研究に従事(大学勤務を除く。) 7 獣医系大学で教育に従事 (教官又は教員) 8 獣医系大学の勤務者(大学院生を含む。)で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事 (教官又は教員) 10 その他の業務に従事 ア 製薬 イ 飼料 ウ その他	013 その他 (04から06までのいずれかを○で囲んだ者は、①から⑥までの番号を一つ選択し、○で囲むこと。) ①本庁等 ②検査指導機関 ③家畜保健衛生所等 ④保健所等 ⑤食肉衛生検査所等 ⑥その他	
VI 無職 (I 又は II を○で囲んだ者は、i から v 又は i から iiiまでの主たる対象を一つ選択し、○で囲むこと。)	(5又は10を○で囲んだ者は、5のアからエまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ選択し、○で囲むこと。)		
ふりがな (12)勤務先の名称			
(13)勤務先の所在地	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> 都道府県	電話(- - -) 市 区 町 郡 村	
(14)従たる職業の概要			
(15)備考			

(日本工業規格A4)

注意

- 1 登録年月日には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記入すること。
- 2 主たる職業の業務の種類は、次のとおりとする。
 - 一 産業動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるものをいう。
 - 二 小動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令(平成四年政令第二百七十三号)第二条各号に掲げる飼育動物(以下「小鳥」という。)であるものをいう。
 - 三 I 及びII 以外の診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、犬、猫及び小鳥以外の動物であるものをいう。
- 3 勤務先において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 特定組合 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第五十三条の二第四項に規定する特定組合をいう。
 - 二 公益法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二条第三号に規定する公益法人をいう。
 - 三 一般社団法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二条第一項に規定する一般社団法人等をいう。
- 4 従たる職業の概要には、(9)欄及び(10)欄に掲げる番号を併せ記入すること。
また、(9)欄のI 又はII を業務の種類として選択した場合には、I の i からv まで又はII の i からiiiまでの主たる対象を一つ記入し、(10)欄の5又は10を業務の内容として選択した場合には、5のアからエまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ記入すること。
- 5 届出書が経由される都道府県が前回と異なる場合は、前回の都道府県名を備考欄に記入すること。